

平成30年6月22日（金）13時00分～

交通政策審議会海事分科会第102回船員部会

【長岡労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻より少し早いところではございますが、皆様お揃いでございますので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第102回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の長岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中15名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に配布資料の確認をさせていただきます。お手元、議事次第、配布資料一覧、その次からが議題の資料となります。資料の番号は、資料の右上に記載してございます。

まず資料1としまして、諮問文「諮問第306号無料の船員職業紹介事業の許可について」が2枚。その参考資料として、資料1-2が3枚。こちらは委員限りとなります。次に席上配布資料として「特定海域運航責任者に係る乙種講習の科目について」、横書きものがございますが、こちらが3枚。「ILO海上労働条約（MLC）の規範改正について」、こちらが1枚となっております。

資料は以上でございます。行き届いておりますでしょうか。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいりたいと存じます。

議題1、無料の船員職業紹介事業の許可についてでございますが、本件につきましては個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害する恐れがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定により審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

（非公開・関係者以外退席）

【野川部会長】 本日意見を求められましたこの諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する無料の船員職業紹介事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。これで、本日の予定された議事は終了いたしました。他にございますでしょうか。

平岡委員。

【平岡臨時委員】 2点お聞きしたいのですけれども。予算関係の話になろうかと思いますが、内航未来創造プランの中で様々な検討会が設置されているわけですが、当然のことながらその中で出たことについてはしっかり予算計上されて、今後やっていくことになろうかと思うのですが、特に船員の確保・育成関係、それと船員養成機関の関係、その辺も会議等でやられていますので、それに対して今後しっかり国土交通省として予算を確保していくのかとの見解を示していただきたいということが1点。あともう1点、先ほどの船員職業紹介の件ですが、無料職業紹介所の許可を受けている学校とか事業者がありますが、海事局に出ている求人情報が無料職業紹介所の許可を受けた事業者に公開されていないことがあると思うのですが、海事局が知り得ている求人情報を無料職業紹介所の許可をとった事業者に流せるのか流せないのかお聞きしたいと思います。

【野川部会長】 どちらからでもいいですが、予算の件、よろしいですか。

【増田船員政策課長】 予算の件からまずご説明させていただきます。平成30年度予算においては、予算額が非常に減額されたということで、私どもこの船員部会でもいろいろご意見をいただきまして、今回31年度予算に向けて議論をしているところでございます。船員の確保、育成体制の強化という形で予算の拡充に向けて皆様方のご意見もいただきながら、十分に議論を反映させるように取り組んでいきたいと思っております。まさに今検討しているところでございます。また、結果等もご報告したいと思っております。

【野川部会長】 それでは次の、求人情報が無料職業紹介事業者に公開できるかどうかという点、いかがでしょうか。

【細田雇用対策室長】 求めがあれば協力できる情報ということになっておりますので、求めがあれば対応できるというところでございます。

【平岡臨時委員】 それは、例えば無料紹介所の事業所が海事局に、今どのような求人

が来ているか問い合わせれば、その情報を教えていただけるという理解でよろしいですか。

【細田雇用対策室長】 そのとおりでございます。

【野川部会長】 それでは、他に何かございますでしょうか。

久宗委員。

【久宗臨時委員】 久宗です。先般、女子船員の活用ということで積極的に取り組まれています。実際現場のほうから相談というか、いろいろ聞いてくれということがありましたので、ぜひ、今回質問させていただきますので、調べていただいて次の時回答をいただきたい件がございます。

こちら、中国地方の事業者で、船主さんが女子船員を採用して女子船員も乗るということで進めていたのですが、日帰りの作業船なので長期航海のない船なのですが、船舶検査官から女子専用の設備がないということで乗船が認められなかったという件がありました。根拠としては、船舶設備規程の中に、第4章船員に係る設備、第109条、この章に規定する設備であって女子船員または日本人船員と比しその本国の風俗、慣習など著しく異なるものとして管海官庁の認める船員に係るものについてはこの章の規定にかかわらず管海官庁の指示するところによるということ、船舶検査心得という第4章、船員設備に関する設備、第一節通節109という、適用範囲ですね、109というところにA、女子船員に関する設備については船室ならびに浴室、便所、洗面設備および洗濯設備など独立かつ専用の物とすること。ただし、海上保安庁の船舶においては適時、寝食の差し支えないと、船舶検査心得で分けなさいということがあって、それに基づいて指導をされたということなのです。

ただ、女子船員を活用する上で、日帰り船だとかいろいろ状況に応じて専用の便所、浴室、洗面設備まで必要のないような航海もありますし、また先般出された事例集の中でも設備を時間ごとに区切って使えばいいというようなお話もあったとは存じます。ただ、その一方でこの船舶検査心得自体が古いがゆえに、活用しようとする船主さん、また雇用を求めた女子船員が結局職務につけなかったという事例が発生しましたので、ぜひ、お調べをいただいて、船舶検査心得ですので、法令と違って必要に応じて改正をしていただいて、特に日帰り船とかそういうような条件を付けてもいいかとも存じますが、やっていかないと、ご承知のように先般船主さんが大変厳しい経営環境の中でそれでも女子船員を雇おうと、ただそのために専用設備を付けなければならないということで、阻害の要因になる可能性もありますので、ぜひ、お調べをいただいて今後ご検討いただければと思います。よ

ろしくお願いいたします。

【増田船員政策課長】 貴重なご意見ありがとうございました。今のご指摘を踏まえまして、私どもも関係部署とも十分に調整をして、次回ご報告をさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

【野川部会長】 それでは次回、ご報告をいただきたいと存じます。

他に、いかがでしょうか。お願いします。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 事務局からご説明なのですが、資料の後ろのほうに「特定海域運航責任者にかかる乙種講習の科目について」という資料がございます。こちらをごらんいただけますでしょうか。

こちら、前回、前々回と本部会で諮問させていただいた、北極海や南極海などを航海する際に必要となる資格、特定海域運航責任者についての資料なのですが、こちらは前回にご質問をいただいた話として、甲種講習とか上級モデルコースについては我々から説明をさせていただいたのですが、その際その前提となる乙種講習、こちらは1ページ目のこの資料で国土交通大臣が定める基準に適合する講習の修了ということで、告示で定められるのですが、こちらについても基礎となる、前提となるものであれば説明すべきではないかというご意見をいただきましたので、今回説明をさせていただくという次第でございます。

具体的に乙種の講習、基本、初級となるコースなのですが、これはどのように今後告示で定めることになるのかということなのですが、次のページ、2ページ目をごらんいただけますでしょうか。こちら、IMOのモデルコースも参考にしながらSTCW条約で定められた知識要件とか、そういったものに基づいて訓練内容について定めるとしておまして、右側というのが乙種講習、告示で定めることとしている科目の項目でございます。こちら、矢印で基本モデルコースと並びが違うのは、これまでの危険物取扱責任者等の資格とかそういったものの並びとかを見て、法令上整理をしたというところがございますが、内容としては対応しているものでございまして、条約で定められた要件を適切に学べるように現在用意をしているところでございます。

説明は以上であります。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他に何かございますでしょうか。

【伊崎国際業務調整官】 最後もう1点、事務局から報告させていただきます。国際業務調整官、伊崎でございます。

参考資料のもう1枚、ILO海上労働条約（MLC）の規範改正についてご説明をいたします。海上労働条約、MLCは条約本体、規則と技術的ルールを記載した規範の2部に分かれており、全体として1つのものというように扱われております。規範の改正については、そこにありますように特別3者委員会、スペシャル・トリパタイト・コミッティで審議するということとされております。2年前になりますけれども、第2回のSTCにおいて条約改正が提案されまして、内容としては海賊問題の中で船員が拘束された場合にその賃金の支払いに関する強制規定を追加する案というものが提案されました。

この問題は、非常に海賊問題として重要であるということで継続審議ということになりまして、その後1年後のワーキンググループによる審議を経て、今年第3回目のSTCが4月に開催され、そこで改正案が最終化されて、その後107回のILO総会で改正案が承認されたところです。具体的な改正内容は下のほうにありますけれども、AとB。Aとありますのは規範の中での強制の要件、Bというのはガイドライン、指針でございます。

A2. 1のところ、船員が海賊行為または武装強盗で拘束された場合、拘束中にもし船員の雇用契約が有期であった場合に切れてしまうということも想定されるわけですが、拘束中はその雇用契約が継続されるということを要求する旨の規定が追加されました。

それから、A2. 2に拘束された間、雇用契約が継続しているわけですが、その間に割り当て金の送金も含めた賃金が引き続き支払われるということが追記されました。それから最後、B2. 5. 1、これは以前の改正のところでありました送還、リパトリエーションのルールでございますけれども、これは送還権利というのはそもそものルールとして船員のほうから権利を主張しないとその権利が消滅するという規定があるのですが、拘束中はその権利の主張ができない場合もあるということで、拘束中で権利が主張できなくても送還される権利が消滅しないということをガイドラインに盛り込んだと。このような3点の改正がなされたということでございます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。MLCの規範の改正について、ご説明いただきました。この件について、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局にお返しいたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会第102回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席いただき、ありがとうございました。

— 了 —